

# 総務文教常任委員会審査日程

日 時 平成27年12月3日(木)

午前10時

場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 議案第103号 山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について（消防）
- 2 議案第98号 平成27年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3回）について（公営）
- 3 議案第99号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務）
- 4 議案第100号 山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について（人事）
- 5 議案第101号 山陽小野田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（人事）
- 6 議案第102号 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について（税務）
- 7 議案第108号 第一次山陽小野田市総合計画に係る基本計画の変更について（企画）
- 8 閉会中の調査事項について

議案第99号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

1 法定利用事務以外の事務であって個人番号を利用するもの（独自利用）  
（別表第1関係）

- ・ 9月市議会定例会において議決済
  - (1) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
  - (2) 山陽小野田市営住宅条例によるコミュニティ住宅に関する事務
- ・ 12月市議会定例会において追加する事務（案）
  - (3) 乳幼児医療費助成に関する事務
  - (4) ひとり親家庭医療費助成に関する事務
  - (5) 子ども医療費助成に関する事務
  - (6) 多子世帯応援保育料等軽減事業に関する事務
  - (7) 重度心身障害者医療費助成に関する事務
  - (8) 小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務
  - (9) 就学援助に関する事務
  - (10) 私立幼稚園就園奨励費補助金に関する事務
  - (11) 多子世帯応援保育料等軽減事業に関する事務（私立幼稚園）
  - (12) 多子世帯に係る幼稚園保育料減免措置に関する事務

2 独自利用事務であって、同一機関内で特定個人情報の授受を行うもの（庁内連携）（別表第2関係）

マイナンバー制度  
通知カード・個人番号カードに関するQ&A

「通知カード」の郵送が始まり、市民のみなさんから多くの問い合わせをいただいています。その中から、多くあった質問についてお答えします。

Q「個人番号カード」は申し込まなくては  
いけませんか？

A いいえ。義務や強制ではありません。  
また、申込期限もありません。今後、  
必要になってから申請しても大丈夫  
です。

Q「通知カード」が届きましたが、紙が薄  
いのでラミネートしても良いですか？

A 住所や氏名などが変更になった場合、  
裏書きが必要になりますのでおす  
めできません。

※住所や氏名などが変更になった場合  
は14日以内に届け出てください。

Q「個人番号カード」を取得するかどうか  
迷っています。メリットは？

A 山陽小野田市では、現時点で「個人番

号カード」を取得するメリットとして  
は、写真付きの公的な身分証明とし  
て利用できること、パソコンでの確  
定申告が可能になることなどです。

Qパンフレットに、住民票や印鑑証明  
などがコンビニエンスストアで交付  
できるとありましたが本当ですか？

A 山陽小野田市では現時点、実施して  
いません。

個人番号カードのお問い合わせは  
☎ 0570-783-578  
マイナンバー (全国共通ナビダイヤル)

●受付時間 (年末年始を除く)  
8:30 ~ 22:00 (平日)  
9:30 ~ 17:30 (土・日・祝日)

〈問い合わせ先〉市民課 (☎ 82-1140)

後期高齢者医療の健康診査

健康状態を確認する機会として、毎年1回は健康診査を受診しましょう。

- ◎対象  
後期高齢者医療制度の被保険者
- ◎受診期限 平成28年3月31日(木)
- ◎受診方法  
健診機関に予約をしてから受診  
※市が実施する総合健診でも受診する  
ことができます。詳しくは、10ペー  
ジ「健康だより」をご覧ください。
- ◎自己負担金 500円
- ◎持参するもの 健康診査受診券、質問  
票、後期高齢者医療被保険者証  
※受診券をなくした場合は、国保年金  
課で再交付申請を行ってください。
- ◎結果通知  
受診した健診機関から通知  
※受診した健診機関で結果の説明を受  
けてください。

健康診査の検査項目		
問診	既往歴の調査(服薬歴等を含む) 自覚症状および他覚症状の検査	
診察	身体計測	身長、体重、BMI
	血圧	収縮期・拡張期血圧
血液検査	脂質	中性脂肪
		HDLコレステロール
		LDLコレステロール
	血糖	空腹時血糖
肝機能	AST(GOT)	
	ALT(GPT)	
	γ-GT(γ-GTP)	
尿検査	尿糖、尿たん白	
貧血検査	ヘマトクリット	
	血色素量(ヘモグロビン)	
	赤血球数	

〈問い合わせ先〉国保年金課 (☎ 82-1189)

## 市税条例の一部改正について（市税の猶予制度の見直し）

### 1 改正案の概要

- (1) 平成26年度の税制改正において、納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度の見直しが行なわれました。これを受け、地方税の猶予制度についても、所要の見直しが行なわれることとなり、平成27年度税制改正において、地方税法が改正されました。（平成28年4月1日施行）

今回の地方税法の改正は納税者の申請による換価の猶予制度が創設されるなど、昨年度の国税の改正を踏まえたものになっていますが、猶予に係る担保の徴取基準など一定の事項については、各地域の実情に応じて条例で定める仕組みとされたことから、山陽小野田市市税条例に規定を追加するものです。

### 2 猶予制度とは

- (1) 徴収の猶予（地方税法第15条）

次の理由により市税を一時に納付することができないときは、申請することにより、1年以内の期間に限り（延長の場合、既に猶予した期間と合わせて2年以内）、徴収の猶予を認められる場合があります。

- ① 財産について災害を受け、又は盗難にあったとき
- ② 納税者又はその生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき
- ③ 事業を廃止し、又は休止したとき
- ④ 事業について著しい損失を受けたとき など

- (2) 換価猶予（地方税法第15条の5）

納税について誠実な意思を有する者が、市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなど一定の要件に該当するときは、納期限から1年以内の期間に限り（延長の場合、既に猶予した期間と合わせて2年以内）、滞納処分による財産の換価の猶予が認められる場合があります。

### 3 改正内容

地方税法が改正され、担保の徴取条件などいくつかの事項が市の条例に委任されたため、次のとおり条例に規定を追加するものです。

なお、国税の基準を緩和する又は強化する特別な事情はないことから、国税の基準に準拠する規定とします。

#### ●徴収猶予

区 分	条例で定める事項
猶予の方法	ア 猶予期間内の各月に分割させて納付させることができる。 イ 納期ごとの金額を定める。
申請書 記載事項	ア 一時に納付することができない事情。 イ 納付すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額。 ウ 猶予を受けようとする金額、期間。 エ 分割納付の各納付期限及び納付金額。 オ 担保内容（提供する場合）。
添付書類	ア 一時に納付することができない事実を証する書類。 イ 財産目録その他資産及び負債状況を示す書類。 ウ 猶予を受けようとする日前1年間の収支状況を示す書類及び同日以後の収支状況見込みを明らかにする書類。 エ 担保に関する書類（提供する場合）。
訂正期限	申請書に不備等があった場合、訂正期限を通知を受けた日から20日以内。
担保	担保を徴さない場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3ヶ月以内である場合又は担保を徴することができない特別な事情がある場合。

●換価猶予

区 分	条例で定める事項
猶予の方法	<p>[職権又は申請のいずれの場合も]</p> <p>ア 猶予期間内の各月に分割して納付させることができる。</p> <p>イ 納期ごとの金額を定める</p>
申請期限	納期限から6ヶ月以内
申請書 記載事項	<p>ア 一時に納付することができない事情。</p> <p>イ 納付すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額。</p> <p>ウ 猶予を受けようとする金額、期間。</p> <p>エ 分割納付の各納付期限及び納付金額。</p> <p>オ 担保内容（提供する場合）。</p>
添付書類	<p>ア 一時に納付することができない事実を証する書類。 （申請による場合）</p> <p>イ 財産目録その他資産及び負債状況を示す書類。</p> <p>ウ 猶予を受けようとする日前1年間の収支状況を示す書類及び同日以後の収支状況見込みを明らかにする書類。</p> <p>エ 担保に関する書類。</p>
訂正期限	申請書に不備等があった場合、訂正期限を通知を受けた日から20日以内。
担保	<p>[職権又は申請のいずれの場合も]</p> <p>担保を徴さない場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3ヶ月以内である場合又は担保を徴することができない特別な事情がある場合。</p>

## 市税条例の一部改正について（番号法関連（納付書等個人番号等記載の見直し））

### 経緯

平成26年3月12日

総務省からの事務連絡「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」により、地方税分野における個人番号・法人番号の利用についての基本的な考え方、各税目の個別手続き等について、当時において想定していた内容が示される。

平成26年7月4日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則が公布される。

平成27年3月31日

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が公布される。

平成27年6月30日

山陽小野田市税条例の一部を改正する条例が6月議会で制定され、納付書・納入書には、個人番号・法人番号を記載することが規定される。

平成27年7月17日

総務省からの事務連絡「地方税分野の各税目に係る手続きにおける個人番号・法人番号の利用について」において、番号制度における法制面での整備が進んだことや、地方団体からの意見等を踏まえ、地方税法施行規則様式の改正等を準備しているが、現時点で、平成26年3月時点で示した内容との関係で留意すべき主な点として、納付書・納入書には、個人番号・法人番号を記載しない旨が示される。

平成27年9月30日

地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第85号）が公布される。

これに伴い、納付書・納入書には、個人番号・法人番号を記載しないように、山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の上程が必要。